

第13章 その他の留意事項

本章では、施工時及び維持管理における良好な景観形成に関わる留意事項と、道路占用に関して考慮すべき事項、および災害復旧時や暫定供用時における留意事項について整理した。

13-1 施工時における留意事項

施工段階における仮設計画やコスト縮減策、施工性向上策等の検討に際しては、地形改変や樹木伐採などの景観への影響を的確に把握した上で、設計思想に照らしながら、目指している目標像を損なわないよう慎重に対応することが必要である。

【解説】

(1) 設計思想の一貫性を保つこと

目標とする道路景観を実現するためには、計画、設計、施工、維持管理の全ての段階で目標像や基本方針とそのための配慮事項を十分に理解し、設計思想の一貫性を保った対応を行わなければならない。なかでも施工段階は高額な事業費を費やして完成させる最終段階であることから重要である。

例えば工事用道路の建設、作業ヤードの確保、基礎掘削等の仮設工事に際して、あるいはコスト縮減策や施工性の向上を意図した検討に際しては、現場の事情や施工の容易さ、コストのみを優先するのではなく、それらが引き起こす景観への影響を予測し、設計思想と目指している目標像の達成を確認しながら適切な対応策を見出さなければならない。

(2) より積極的に景観づくりに参加すること

目指している目標像を達成するために設計時に考案された手段がベストとは限らない。設計に万全を期しても、図面上で考える設計と実寸で対応する現場とでは齟齬が生じうるため、実寸で対応する施工は細部の納まりを検討する必要がある。施工関係者が現場の状況に合わせて工夫することにより、さらに優れた景観、優れた仕上げを実現することはよくある。

施工段階において、安易に景観を考慮してデザインすることは、かえって道路景観を台無しにすることになりかねないが、設計段階での景観検討が不十分な場合には、施工段階でできる限りの対応を行うことが望ましい。道路景観は、現場でのきめ細かな対応次第で景観の質が大きく左右されるものであるため、施工関係者には、「仕上げの要」を担っていることを十分に認識して、景観をより良いものとするために主体的に取り組むことを期待する。

(3) 仮設工や仮設物についても景観に配慮すること

仮設物の設置や仮設工の整備においては、周辺環境への配慮が必要である。例えば、片側交互通行や切り回しを行っている工事現場に防護柵や標識・看板等の仮設物を設置する場合、安全対策を意識するあまり蛍光色等の誘目性が高い標識や看板を過剰に設置すると、景観の阻害要因となるだけでなく、本当に必要な情報が伝わらなくなり、かえって安全性が低下する可能性がある。仮設物についても、第9章の冒頭で示した常設の道路附属物等に対する配慮と同様、その場所に本当に必要なものだけを設置することが重要である。また、仮囲いに過剰な装飾などを行うとかえって逆効果である。また、現場で機械や資材が乱雑に放置されていると、イメージアップのために現場に植栽や草花等を持ち込んでも活かされないため、何よりも整理整頓されていることが重要である。仮設工については、工事用道路の副道としての後利用、立坑周辺の緑地や公園としての後利用、工事ヤードのポケットパークとしての後利用など、竣工後の後利用を考慮することが望ましい。

13-2 維持管理段階、道路占用に対する留意事項

5章では新規路線と既存道路の維持管理の両方を含んで述べてきたが、ここでは既存道路の維持管理に加え、道路占用の際に考慮すべきポイントについて事業連携の視点も加味しながらまとめる。

「補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月、国土交通省：道路のデザインに関する検討委員会）」等を踏まえると、維持管理や道路占用に関する基本的な考え方は、下記のとおりである。近年の道路投資の削減を考慮すると、維持管理や施設更新が景観改善の唯一の好機である可能性がある。

維持管理や道路占用に関する基本的な考え方

- ・道路の整備、デザインによって生み出される「価値」と比較して妥当な「維持管理」が必要であり、特に質の高い景観への配慮が求められる区間では、ボランティア・サポート・プログラムなどにより、地域と連携しながら対応していくことが重要である。
- ・経年的に劣化する道路の施設、構造物、附属物は、更新整備が必要であるが、その時でも、情勢・状況に変動に応じた見直しを行いつつ、デザイン方針を継承していくことが必要である。
- ・時間経過とともに、防護柵や標識・看板類などが徐々に増えていくことが予測されるが、これらを必要最小限に抑えることが求められ、増設時も計画・設計時の方針を継承する必要がある。
- ・占用工作物の許可確認においても、設計段階で整理した配慮事項を満たすようにする必要がある。

出典：補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月、道路のデザインに関する検討委員会）、沖縄県景観評価システム 景観チェックリスト・解説書（共通編・道路事業編）（平成29年3月、沖縄県土木建築部）を加筆修正

項目毎の留意事項を下表にとりまとめている。

表 13.1 維持管理段階、道路占用に対する留意事項

	景観整備上の留意事項	事業連携等
道路線形	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全（地域のシンボルとなる樹木や樹林地の保全等） ・ 社会環境の保全（歴史的建造物の保全等） ・ 平面線形と縦断線形の組み合わせによる景観的なバランスへの配慮 ・ 地形改変の縮小化 ・ 安全性の向上による道路附属物の削減（カーブ標識や防護柵） 	
道路断面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広幅員中央帯の設置（安全性と走行景観の向上等） ・ 上下線分離（良好な景観資源への眺望確保や既存樹の保存等） ・ 歩車道の分離（地形改変の縮小や樹木の伐採回避を実現等） ・ 緩傾斜化や低盛土の採用（外部景観の向上や防護柵の削減等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道土地所有者と連携し、隣接地と一体的にラウンディングを行う
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラウンディング（周辺地形との調和や眺望の確保等） 	
道路附属物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属物の整理や削減（設置の見直しや集約化） ・ 防護柵、照明、道路標識等の色彩・デザインの統一 ・ 眺望に配慮した透過性のある防護柵の採用 ・ 防雪柵、固定式視線誘導柱等の収納可能なタイプの採用 	

	景観整備上の留意事項	事業連携等
構造物		
[橋梁]		
橋梁用防護柵の付替え	<ul style="list-style-type: none"> 存在感を抑え、眺望性を確保する形状 橋梁前後の照明との整合性 	
照明柱の付替え	<ul style="list-style-type: none"> 存在感を抑える形状 安全性の向上による道路附属物の削減（カーブ標識や防護柵） 橋桁は周辺環境との調和 	
塗り替え	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵や附属物は、橋梁本体の色彩や素材との調和 	<ul style="list-style-type: none"> 地元自治体等に周辺施設の色彩の統一化を働きかける
[トンネル] 附属施設	<ul style="list-style-type: none"> 坑口周辺の標識、電気室等の整理、一体化 	
緑化		
[のり面]	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境との調和と外部景観の向上を図る木本類の導入検討 張芝以外に、周辺植生の侵入を促すのり面保護工法の検討 	
[自然域・中間域の沿道]		
眺望確保	<ul style="list-style-type: none"> 周辺への眺望を妨げるような植栽を慎む 山アテを強調する木本類の植栽を検討 	
ビスタ型植栽	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁などの景観阻害要因を木本類、つる性植物などで遮へい 	
構造物の植栽	<ul style="list-style-type: none"> トンネル坑門、カルバート出入口、橋脚周辺など、周辺との景観的融合をめざし、地形と接する位置での木本類の植栽を検討 	
チェーン着脱場、駐車場の植栽	<ul style="list-style-type: none"> その場所の指標性向上、緑陰形成、修景の目的で高木類の植栽を検討 ただし、眺望が良い場所では眺望を妨げるような植栽を慎む 	
指標性を高める植栽	<ul style="list-style-type: none"> 小集落の前後、バイパスの分岐点、クランク交差点の前後などでは、その場所の指標性を高める植栽を検討する。 	
防雪林	<ul style="list-style-type: none"> 人工的な形状が目立つ防雪柵に替わって、防雪林への変更整備を検討 	
[都市域]		
街路樹	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹連続化による街並の一体感を高めるため、空きスペースへの補植を検討 街並を見せたい場合には、街路樹間隔の拡大や低木類、草本類への切り替えを検討 	<ul style="list-style-type: none"> 公共または民間施設敷地の空きスペースへの植栽を所有者にはたらきかける ボランティアサポートを活用し、維持管理等の協働、分担を図る

	景観整備上の留意事項	事業連携等
休憩施設		
整備箇所	<ul style="list-style-type: none"> 眺望の良い場所への路側駐車場の設置を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 地元自治体との連携により、トイレ・案内板などの利便施設、四阿・ベンチなどの休憩施設を設置し、休憩場所としての充実を図る
展望	<ul style="list-style-type: none"> 眺望を楽しむことができる快適な視点場整備を検討 	
修景	<ul style="list-style-type: none"> 休憩機能の向上をめざし、植栽や盛土などで道路本体からの適度な分離を検討 駐車場内の自動車が景観阻害要因とならないよう駐車マスのレイアウトの工夫、植栽や盛土などでの緩やかな遮へいを検討 	
道路占用物		
[電柱・電線]		
移設		<ul style="list-style-type: none"> 事業者が道路空間を圧迫しないよう片側への集約化をはたらきかける 民地側への移設をはたらきかける
修景		<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境になじむ色の塗装、斜材の廃止をはたらきかける
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 高木類の植栽による遮へいを検討 	
[看板・広告類]		
		<ul style="list-style-type: none"> 看板・広告類が景観阻害要因とならないよう、設置者に大きさの制限、他の看板・広告類とのデザインの統一を指導する のぼり旗は大小、多少にかかわらず設置しないよう指導する
[信号]		
		<ul style="list-style-type: none"> 交通管理者に、照明柱などとの一体化を働きかける
[交通標識]		
		<ul style="list-style-type: none"> 交通管理者に、照明柱、視線誘導柱などとの一体化を働きかける 交通標識の集約化を働きかける

13-3 災害復旧時や暫定供用時における留意事項

13-3-1 災害復旧時における留意事項

災害復旧時は、原形復旧が原則であるが、景観的な配慮が必要な地域などでは、道路のデザインに配慮した対応を検討すべきである。

【解説】

災害復旧は原形復旧が原則であるが、景観的な配慮が必要な地域などで景観形成に関する計画がある場合は災害復旧時に実現を図ることが望まれる。また、具体的な計画が無い場合でも地域との協議の上で景観に配慮する。

災害復旧は、迅速に対応することが求められるが、時間的な制約の中で柔軟に景観検討を行うことが望ましい。例えば、原位置での復旧が景観を大きく損なう場合があり、ルート変更を検討することで、景観への配慮だけでなくコストや工期の低減につながる可能性もある。

河川事業では、災害復旧事業における環境保全の考え方がより具体的になっている。平成10年6月に「美しい山河を守る災害復旧基本方針（国土交通省）」を策定しており、以降、複数回の改定を経て、平成30年6月の改定版が最新となっており、この基本方針に従って、河川環境の保全に配慮した災害復旧に努めてきている。「美しい山河を守る災害復旧基本方針」では、災害復旧の基本的な考え方の1つとして、下記を示しており、災害復旧においては、現況の環境保全に加えたレベルアップを目指すこととしている。

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」における災害復旧の基本的な考え方（概要）

- ・災害復旧においても多自然川づくりの考え方にに基づき、現況の環境の保全を図る工夫を行うことが基本となる。
- ・また、改良復旧事業等においては、一連区間を大規模に改変するため地域に与える影響が大きいこと、一方で、川幅の拡大により川のスペースが大きくなり良好な河川環境を創出するチャンスであることを念頭に置き、現況の環境をただ保全するだけでなく、自然環境、水辺利用、景観、当該地域の暮らしや歴史・文化との調和の観点からレベルアップした川づくりを目指すことが大切である。

出典：美しい山河を守る災害復旧基本方針（平成30年6月、国土交通省 水管理・国土保全局 防災課）を加筆修正

道路事業では、平成16年10月の新潟県中越地震で甚大な被害を受けた一般国道291号の直轄権限代行による災害復旧事業において、景観に配慮した道路復旧を行っている。地形改変を最少にして景観を保全するとともに、棚田景観を残すことにも配慮している。

また、災害復旧事業を迅速に着手・進行していくためには、地域において、平常時から景観調査や景観形成の方向性等を検討しておくことも考えられる。

13-3-2 暫定供用時における留意事項

(1) 設計時における留意事項

暫定供用を予定する道路では、完成形の合理性とともに、暫定供用期間の道路のあり方にも配慮して計画・設計を行う必要がある。

【解説】

暫定供用の道路であっても地域や道路利用者からは完成した道路として認識されることから、地域の日常生活や景観の観点において、暫定供用の状態ができる限り最適なものとなるように工夫する必要がある。

暫定供用の期間に敷地に余裕が生じる場合は、景観特性や周辺の立地特性に応じた処理を行う必要がある。特に山地などの土工における完成形を見越した平坦な造成は不自然であり、裸地のままの放置、ブルーシートやコンクリートで覆うことは、景観上好ましくない。また、片側車線を供用する際は、片側ののり面造成を自然に近いものにするのが望ましい。例えば、外側車線供用の場合、中央帯に既存林を残す等の工夫によって良好な道路景観が形成され易い。

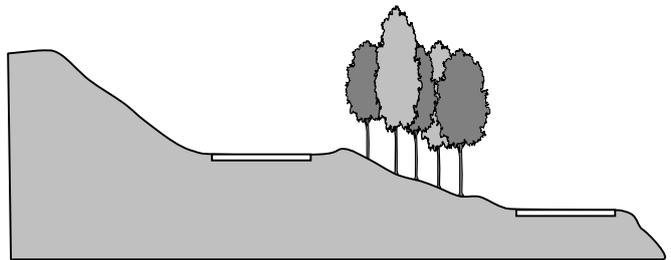


図 13.1 暫定供用路線における中央帯への既存林の保存

(2) 仮設物等に関する留意事項

道路が暫定供用される際の防護柵などの仮設物は、仮設用として適切な機能を有しかつ景観に配慮したものを採用することが望ましい。また、標識類も集約・撤去することが望ましい。

【解説】

道路の暫定供用時に車線幅員調整等のために仮設される防護柵は、景観に配慮されていないことが多いが、景観に配慮することが望ましく、現地の交通状況や防護柵の必要機能を考慮して、プランター等の施設による代替も可能である。

また、道路構造の誤認防止等を意識するあまり、標識類を過剰に設置してしまう場合があるため、完成道路における道路標識と同様に、本当に必要な標識だけが残るように集約・撤去することが望ましい。



仮設的な施設は景観阻害要因となりやすいため、十分な配慮が必要（出典：資料2）



暫定供用時において、プランターを設置し、車両の誘導を行っている例（出典：資料2）



一時的な対応であっても、生活空間等のなかで過剰な注意喚起は避けたほうがよい（出典：資料2）



仮設の防護柵が目立ちすぎている例（出典：資料2）

【参考資料】

- 資料1 道路のデザインに関する検討委員会：補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説一、大成出版社、平成29年11月
- 資料2 道路のデザインに関する検討委員会：景観に配慮した道路附属物等ガイドライン、平成29年10月
- 資料3 沖縄県土木建築部：沖縄県景観評価システム 景観チェックリスト・解説書（共通編・道路事業編）、平成29年3月
- 資料4 国土交通省 水管理・国土保全局 防災課：美しい山河を守る災害復旧基本方針、平成30年6月

北海道の道路デザインブック(案)

～積雪寒冷地における計画・設計・建設・維持管理での基本的な考え方～

平成 16 年 12 月 初版（北海道の道路景観整備ブック（案））発行

平成 19 年 3 月 改訂版発行

平成 22 年 4 月 三訂版発行

平成 31 年 3 月 四訂版発行